

○青山学院大学学生共通細則

(1983年10月17日学部長会承認)

改正 1983年12月2日 1985年1月24日
1997年9月29日 2004年7月26日
2013年11月11日 2015年12月15日
2016年4月25日 2024年2月27日
2026年3月2日

(趣旨)

第1条 この細則は、青山学院大学学則(以下「学則」という。)第60条の規定に基づき、青山学院大学(以下「本学」という。)に在籍する全ての学生の学生生活について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第1条の2 この細則において、次の各号に規定する用語の意義は、それぞれ当該各号に規定するところによる。

- (1) 保護者等 学生の父、母若しくは配偶者その他独立の生計を営んでいる成年者であって、学生が在籍中に本学の諸規則、指示及び遵守事項を守るよう指導し、監督する責任を負う者をいう。
- (2) 運営委員会 青山学院大学学生生活センター規則第5条第3項に規定する学生生活センター運営委員会をいう。

(誓約)

第2条 入学を許可された者は、誓約を行い、所定の誓約書を本学に提出しなければならない。

(礼拝)

第3条 礼拝は、学則第3条の規定に基づく重要な行事であり、全学生が参加すべきものである。

(学生証)

第4条 学生証は、本学が学生に貸与するものである。

- 2 学生は、在籍確認シールの交付を受け、これを学生証裏面に貼付しなければならない。
- 3 在籍年数が最短修業年限を超える学生は、学生証の有効期間について、更新の手続きをとらなければならない。
- 4 学生は、学生証を常に携帯しなければならない。
- 5 学生は、教職員から要求があったときは、学生証を提示しなければならない。
- 6 学生は、学生証を提示しないときは、受講、受験、集会又は教室、研究室、図書館その他本学施設の使用ができないことがある。
- 7 学生は、学生証を、他人に貸与し、若しくは譲渡し、又は複製等をしてはならない。

- 8 学生は、卒業、退学等により、本学の学生でなくなったときは、直ちに学生証を学生生活部学生生活課(以下「青山学生生活課」という。)又は相模原事務部学生生活課(以下「相模原学生生活課」という。)に返却しなければならない。
- 9 学生は、学生証を紛失したときは、直ちに、当該学生が所属するキャンパスの青山学生生活課又は相模原学生生活課(以下「所属キャンパス学生生活課」という。)に届け出た上で、再交付を受けなければならない。
- 10 学生は、学生証の再交付を受けるときは、再交付料を添えて、学生証再交付願を所属キャンパス学生生活課に提出しなければならない。

(学生基本情報等)

第5条 新入生は、入学時において、本学が指定する期日までに学生基本情報として、学生本人、保護者等及び緊急時の連絡先に係る情報を登録しなければならない。

- 2 学生は、保護者等の氏名、住所その他保護者等に係る事項について変更が生じたときは、速やかに所定の手続をとらなければならない。
- 3 学生は、住所の変更があったときは、速やかに所定の手続をとらなければならない。
- 4 学生は、前2項に規定するもののほか、身上に関し変動があったときは、所属キャンパス学生生活課に所定の届出書を提出しなければならない。

(学費)

第6条 学費は、毎学期、指定の期日までにその学期分を完納しなければならない。

- 2 年間学費は、一括して納付することができる。
- 3 特別の事情により、学費を納付期限までに完納できない学生で一定期間の延納を願い出る者は、その理由を記し、保護者等が連署した所定の延納願を、当該学生が所属するキャンパスに応じて、学生生活部学費・奨学金課又は相模原学生生活課に提出し、学長の承認を得なければならない。
- 4 前項に規定する延納は、学期末又は学年末を超えることはできない。
- 5 指定の期日までに学費を納付しない者には、各種証明書を発行しない。
- 6 休学者は、学則に定める休学する者の学費等を納付しなければならない。
- 7 学費滞納者は、試験の受験資格を失い、単位を取得することができない。ただし、延納を承認された者は、受験することはできるが、学費完納まで単位は保留される。

(授業及び定期試験等)

第7条 学生は、各年度の所定の期日までに、授業科目の履修登録をしなければならない。

- 2 学生は、履修登録した授業科目以外の授業に出席し、及びその定期試験を受験することができない。
- 3 学期を通じ欠席の多い者は、その授業科目の定期試験の受験資格を失うことがある。
- 4 授業の休講等に係る情報提供は、学生ポータルを通じて行う。
- 5 学生は、授業開始後30分を経過した場合で授業科目担当者の入室がないときは、青山キャンパスで開講する授業科目については学務部教務課(以下「教務課」という。)に、

相模原キャンパスで開講する授業科目については相模原事務部学務課(以下「学務課」という。)に報告の上、指示を受けなければならない。

- 6 学生は、定期試験を受験する際に、学生証を机上に明示しなければならない。
- 7 学生は、定期試験の受験に当たって、学生証を忘れた場合は、青山キャンパスにおいては教務課で、相模原キャンパスにおいては学務課又は臨時に設けられる学生カード発行所で学生カードの交付を受けなければならない。
- 8 追試験の受験を希望する学生は、指定された申込期間中に、欠席の理由を証明する公的書類(病気の場合は、医師の診断書)を添えて、所定の追試験願を、当該学生が所属するキャンパスに応じて、教務課又は学務課へ提出しなければならない。
- 9 学生は、問題用紙を配布されてから監督者に無断で退室し、又は答案用紙を持ち出してはならない。
- 10 定期試験において、不正を行った学生の懲戒処分については、青山学院大学定期試験における不正行為者の懲戒処分に関する細則の定めるところによる。
- 11 学生が定期試験以外の試験(論文、レポート等提出を含む。)において不正を行った場合は、当該試験に係る授業科目の成績評価等により対応するものとする。この場合において、当該不正の内容に応じて、当該学生を学則第 62 条の定めるところにより、懲戒に処することがある。

(諸施設の使用)

第 8 条 学生は、青山学院大学図書館利用規則に基づいて、図書館を利用することができる。

- 2 学生は、課外活動において教室、講堂、体育館、運動場等を使用する場合は、所属キャンパス学生生活課に願い出て、承認を得なければならない。

(健康診断)

第 9 条 学生は、毎年春 1 回実施する健康診断を必ず受けなければならない。

- 2 健康診断の結果、休学を要する者には、休学を命ずることがある。
- 3 病気療養のため休学中の者が復学しようとするときは、医師の診断書を提出するものとする。

(賞罰)

第 10 条 学生の賞罰については、学則第 61 条及び第 62 条の規定に定めるところによる。

(遵守事項)

第 11 条 学生は、学校法人青山学院が管理する施設及びその敷地(以下「学内」という。)において、許可なくビラ、ポスター、マイク使用等による情宣活動をしてはならない。

- 2 学生は、学内において、政治的実践活動、本学の教育方針に反するような宗教的宣教活動等を行ってはならない。
- 3 学生は、学内において、許可なく集会を開催してはならない。

- 4 学生は、授業、試験、行事その他大学の業務執行に対する妨害行為又は脅迫行為をしてはならない。
- 5 学生は、相手方の意思に反した連行、身体の自由の拘束、面会又は発言の強要、抗議のための座り込み、多人数による強談等を含む人身に対する暴力行為並びに相手方の暴力を誘発するおそれがある威嚇行為及び挑発行為をしてはならない。
- 6 学生は、武器、凶器その他の人身に危害を与える物品を学内に持ち込んではならない。
- 7 学生は、学内の施設、備品、公示又は通達に係る掲示物その他大学が管理する物品の移動、汚損、毀損、破壊、破棄又は奪取をしてはならない。
- 8 学生は、学内において、許可なく募金活動又は物品の販売を行ってはならない。
- 9 学生は、指定した喫煙所以外の場所では喫煙してはならない。
- 10 学生は、学内において、酒類を飲んで是不ならない。
- 11 学生は、学内において、無断で火気の使用をしてはならない。
- 12 学生は、許可なく開門前の入構、閉門後の残留又は宿泊をしてはならない。
- 13 前各項に規定するもののほか、学生は、学内秩序の維持を目的とした大学の指示(公示及び通達を含む。)に従わなければならない。

(公示及び通達)

第12条 学生への公示及び通達は、学生ポータル又は所定の掲示板に掲示する。

(改廃手続)

第13条 この細則の改廃は、運営委員会及び学部長会の意見を聴いた後、学長が行う。

附 則

この細則は、1983年10月17日から施行する。

附 則(1983年12月2日)

この細則は、1983年12月3日から施行する。

附 則(1985年1月24日)

この細則は、1985年1月25日から施行する。

附 則(1997年9月29日)

この細則は、1998年4月1日から施行する。

附 則(2004年7月26日)

この細則は、2004年7月27日から施行し、2004年4月1日から適用する。

附 則(2013年11月11日)

この細則は、2013年11月12日から施行し、2013年4月1日から適用する。

附 則(2015年12月15日)

この細則は、2015年12月16日から施行し、2015年4月1日から適用する。

附 則(2016年4月25日)

この細則は、2017年4月1日から施行する。

附 則(2024年2月27日)

この細則は、2024年4月1日から施行する。

附 則(2026年3月2日)

この細則は、2026年4月1日から施行する。